



第1部

基本構想



第1章 基本構想の取りまとめに当たって

第1節 市民参加機会の概要

第2次計画の基本構想の取りまとめに当たっては、市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民の皆さん等から意見を伺いました。市民参加の機会の概要は、次のとおりです。

なお、市民アンケート等の詳細は、巻末の資料編に掲載しています。

(1) 市民アンケート

市政に対する評価(市の事務や事業に対する満足度、重要度)や今後のまちづくりの方向性を把握するため、郵送方式によるアンケート調査を実施しました。

◆実施時期 平成30年(2018年)8月～9月

◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

◆結果 有効回収数 832通

※ 市民アンケート調査は、隔年で実施しており、直近では、令和2年度(2020年度)に行いました。ただし、第2次計画の策定の基礎資料としたものは、平成30年度(2018年度)実施以前のものとなります。

(2) あきる野市民ワークショップ

本市の現状や、まちの将来像の実現に向けてできることについて、市民の皆さんに検討いただくため、市域を東部、中部及び西部に分け、各地域3回ずつのワークショップを実施しました。

◆実施時期 令和元年(2019年)8月～10月

◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民4,500人(各地域1,500人)

◆結果 ワークショップの延べ参加者数 125人(1回当たり11.9人)

※ あきる野市民ワークショップは、令和2年度(2020年度)にも開催しておりますが、基本計画について検討いただくものであったため、回数等から除外しています。

(3) 中学生ワークショップ

本市と友好姉妹都市である栗原市*は、中学生を対象に、交流の歴史や両市の地勢・文化等を学び、友情や親睦を深める機会を設けています。令和元年度(2019年度)は、全体テーマを「10年後の私たちのまちをより良くするには」と設定し、両市の生徒が自分たちの思い描く、市の未来像等を検討しました。

◆実施時期 令和元年(2019年)7月31日(水)

◆結果 参加者数 あきる野市 市内公立中学校全6校(29人)
栗原市* 市内公立中学校全8校(16人)

第2節 市民参加機会から得られた意見などのまとめ

市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民等から得られた意見は、次のとおりです。

機会の名称	得られた意見の概要
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ●市の施策について、重要度は平均点以上にもかかわらず、満足度が平均点以下の施策について、分野別に見ると、「都市整備」（公共交通網の整備など）や「保健福祉」（高齢者が安心して生活できる支援の充実など）に属する施策が多く挙げられました。 ●本市をどんなまちにしたいかについて、「保健・医療の充実したまち」や「緑と水が豊かなまち」が多く挙げられました。 ●本市が目指していく将来像（キーワード）について、「住みよさ」「安心」「安全」が多く挙げられました。
あきる野市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の「宝」（生かすべき魅力・強み）として、「生活圏に近い、気軽に楽しめる自然」「水や緑による良好な生活環境」「伝統芸能やお祭りが盛ん」等が挙げられる一方、「困りごと」（改善したい問題・弱み）として、「公共交通の利便性」「買い物利便性」「地域コミュニティ*機能の低下」等が挙げられました。 ●上記の「宝」と「困りごと」を踏まえ、「10年後、こうなるといいなあ」というまちの将来像（キーワード）について、「活力」「住みよさ」「自然」「生きがい」「健やか」が挙げられました。
中学生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●本市ならではの資源（自然、農産品、あきる野三大まつり*等）の保護や活用を通じた地域活性化、中学生にとって身近な教育環境に関する取組（いじめをなくそう子ども会議、小中合同挨拶運動）の推進、生まれ育った地域や郷土に対する愛着を高める取組（あいさつ等を通じた日常的なコミュニケーション、地域行事への参加）等についてアイデアや方向性が挙げられました。



第1節 第2次計画における将来都市像

第1次計画では、「豊かさと活力のある都市の創造」「豊かな自然と人との共生による文化の創造」「安心して暮らせる魅力ある社会の創造」の3つの基本理念の下、実現を目指すべき将来都市像を「人と緑の新創造都市」としました。この将来都市像には、人と緑が共生し、今まで以上にすばらしいあきる野の文化、社会、都市を創造していきたいという願いが込められています。

第2次計画では、第1次計画の将来都市像を踏まえるとともに、先に示した本市の概要や時代の潮流、第1章で示した市民ワークショップで寄せられた意見等、市が施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」(※)、市民との協働による子育て、まちづくりなどを積極的に取り組んでいる点を踏まえ、次のとおり「将来都市像」をまとめました。

【あきる野市の将来都市像】

豊かな自然と人々の絆に包まれ

人やまち、文化を育む

安全・安心なまち あきる野

※ あきる野市における市民協働の理念

市では、第1次計画後期基本計画において、「協働のまちづくりの推進」を基本姿勢として掲げ、町内会・自治会や防災・安心地域委員会*をはじめとする様々な主体と共通の目的の下に、対等な立場で、責務と役割を明確にしながら、各種の取組を進めてきました。

市における協働の理念とは、行政と町内会・自治会、市民活動団体、企業等とが情報の共有化を図り、市民ニーズや地域課題に対応するため、共通の目的の下、対等な立場で、お互いの特徴、長所、専門的な技術などを活用して、連携・協力していくことで、まちづくりの発展や公共サービスの向上につなげていくこととしています。

第2節 将来都市像の考え方等

(1)「豊かな自然と人々の絆に包まれ」について

将来都市像の冒頭では、将来都市像における、望ましい環境像を描いています。

本市は、河川や丘陵、山林、農地など、多種多様な自然環境を有し、そこには、本市のイメージキャラクターである森っこサンちゃんのモデルとなったトウキョウサンショウウオ*など、様々な生きものが暮らしています。これらは、本市の特長の一つとして広く認知されるとともに、近年では、ハイキングなどのアクティビティ*の舞台等となっています。

また、こうした豊かな自然環境から産み出される様々な恵みに抱かれながら、市内各所では、人々の相互の信頼と協力の下で、あきる野三大まつり*、五日市憲法草案*などの他に誇ることができる優れた伝統や文化が紡がれてきました。

これらの伝統・文化は、本市に関わる人々の「宝もの」として心に刻まれ、先人達から受け継ぎ、将来の世代に引き渡していくべきものと捉えられています。

市においても、こうした宝ものを守り、生かしていくため、その基盤となる生物多様性*の保全、都市の緑地の保全などを進めるとともに、本市の魅力の一つとして、観光プロモーションなどを通して広く発信しています。

市民や事業者、本市を訪れる人々との連携の下で、これらの「宝もの」が、これからも、より良い状態で維持されていくことを願い、「豊かな自然と人々の絆に包まれ」というフレーズを掲げました。

(2)「人やまち、文化を育む」について

将来都市像の中段では、将来都市像における、本市に関わる人々の姿を描いています。

先に示したとおり、本市では、現在に至るまでの長い歴史の中で、様々な人材や地域コミュニティ*、文化(風土・風習)が育まれてきました。

また、市では、地域活性化、高齢者福祉、防災などの様々な課題に対応するため、施策推進の基本姿勢として「協働のまちづくりの推進」を掲げ、町内会・自治会の活動等を支援するとともに、活性化戦略委員会*、防災・安心地域委員会*など、市と共に、本市のまちづくりを担う組織の設立・支援に取り組み、市民などが自発的に活動する気運の醸成や環境整備を進めてきました。

こうした取組の中には、地域における防災活動の中核となる防災リーダーといった人材の育成や、高齢者見守り隊の活動など、自らの手で地域や高齢者を守ろうという文化の育成につながるものも多くあります。

さらに、核家族化の進行等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、幼児教育や学校教育、自然環境を生かした環境学習活動の機会を充実させるとともに、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応に取り組んできました。また、「あきる野子育てステーション こころの*」「秋川流域病児・病後児保育室 めくもり*」の整備、乳幼児一

第2章 将来都市像



時預かり事業の拡充、子ども・子育てに関する相談窓口の充実など、社会全体による子育て家庭への支援を推進してきました。

このように、本市では、先に示した人々の絆を礎とし、人やまち、文化を育てるという姿勢が顕著であり、これから本市が持続的に発展していくためにも、こうした姿勢を保ち続けることが重要であることから、「人やまち、文化を育む」というフレーズを掲げました。

(3) 「安全・安心なまち」について

将来都市像の末尾では、将来都市像における、望ましいまちの姿を描いています。

少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化等を背景に、人口減少が見込まれる中で、本市が、現在の魅力を維持し、より成熟したまちとして、持続的に発展していくためには、安心して子どもを産み、育てられる、そして、生を受けてから人生の幕を閉じるまで、誰もがこのあきる野の地でいきいきと健やかに暮らし続けることができる、「住みよく」「住み続けられる」まちづくりが必要です。市民ワークショップなどにおいても、将来のまちの姿として、「安全」「安心」を求める声が多く聞かれました。

「安全」「安心」を実現するためには、この世界が平和であることが前提であるとともに、清潔で快適なまちの整備や、自然災害、感染症等への備えと対策、福祉の充実などが必要です。また、将来的には、人口や年齢構成に即したコンパクトなまちづくりに視野を向け、公共施設の適正配置などを検討する必要があります。

本市に暮らす人々や本市を訪れる人々にとって、本市が安全で、安心できる場所であるよう、「安全・安心なまち」というフレーズと市名を掲げ、将来都市像の結びとしました。

(4) 将来都市像とSDGsの関連性について

SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的としています。目的達成のために掲げられた17の目標には、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさを守ろう」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」など、本市の将来都市像と重なる部分が多く見られます。

こうしたことから、市が将来都市像の実現に向けて、各種の施策を推進することは、SDGsの達成に取り組むことであり、我が国のSDGsの達成に貢献することとなります。

第1節 市民憲章

市では、あきる野市議会議員、市民の代表、学識経験を有する者等により構成する「あきる野市市民憲章策定委員会」の検討を経て、平成13年(2001年)5月3日に「あきる野市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、第1次計画策定時に、将来都市像の実現に向けた市民の道標として、総合計画とも密接に関わり、相補い切っても切り離せないものとされ、将来に渡って受け継いでいくものとしています。

これらの経過から、第2次計画における基本理念の検討に当たっては、この市民憲章を土台としました。

あきる野市民憲章

秋川の清流を抱き、緑あふれる豊かな自然に恵まれた郷土あきる野では、はやくから先人たちが文化の育成や産業の振興につとめてこられました。

わたくしたちは、この良き伝統を引き継ぐとともに、このまちに一層の誇りと責任をもち、活力と創造性に満ちた人間性あふれるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

- 清らかな川、緑豊かな山や丘陵を大切に守り育て、みずみずしいまちをつくります
- 一人ひとりを互いに尊重し、社会のきまりを守りつねに世界に心をひらいて前進する、連帯感あふれる明るいまちをつくります
- 子供やお年寄りをいたわり、思いやりのある若い力の育つ、さわやかなまちをつくります
- 歴史や伝統を大切に、地域の個性を活かすとともに、産業のさらなる振興につとめ、たくましいまちをつくります
- スポーツや芸術を愛好し、健康で文化の香り高い、こころ豊かなまちをつくります

平成13年5月3日制定



第2節 第2次計画における基本理念とその考え方

第2章で掲げた将来都市像や第1節で掲げた市民憲章から、各種施策の推進に当たっての基本的な考え方を「基本理念」として整理しました。

基本理念1 豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

秋川の清流や緑あふれる豊かな自然環境とそこに暮らす様々な生きものは、本市の特長の一つであり、かけがえのない財産です。また、豊かな自然環境の一つである森林等の緑や、人々の生活に潤いをもたらす市街地の緑は、地球環境問題への対応や、生物多様性*の確保等といった観点から、保全等が求められてきています。

さらに、市民アンケートなどにおいても、良好な自然環境を維持したまちづくりが求められていることから、様々な施策において、本市の特長である自然と調和したまちづくりを進めていきます。

基本理念2 地域の特性を生かした、活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

圏央道の整備効果等から、本市の利便性は大きく高まり、新たな市街地の形成や企業進出などに伴う地域の発展が期待されています。

また、既存の商店街等では、空き店舗の活用のほか、商店街の個性を創出し、にぎわいの復活に取り組んでいます。

農業などの第一次産業に目を向けると、本市では、地産地消型農業が盛んであり、トウモロコシ、のらぼう菜などの農作物は、市外からも購入者が訪れるほどの人気です。

第一次産業の基盤である豊かな自然環境は、ハイキングなどのアクティビティ*の舞台であり、観光資源の一つとして、大いに注目される可能性を秘めています。

このように、本市が有する様々な特性を生かし、更なる地域振興に向けて、より一層の活力あふれるまちづくりを進めていきます。

基本理念3 安全・安心なまちづくりを進めよう

人々が健やかに暮らしていくためには、そのまちが、安全であり、安心できる場所でなければなりません。

子どもからお年寄りまで、障がいのある方、外国にルーツがある方などを含め、人々が安全に安心して、本市で暮らしていくためには、道路、下水道、公共交通などの都市基盤の充実、防災力の強化、国土強靱化の推進、子ども・子育て支援や学校教育、地域福祉の充実、健康を増進できる体制づくり、多文化共生*の推進などが重要です。

市では、道路整備、公共交通対策、地域との連携による防災対策、見守り体制の充実、各種検診の充実などを進めており、これらを更に継続・拡充するとともに、新たに国土強靱化の取組を進めることで、より一層の安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。



基本理念4 お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

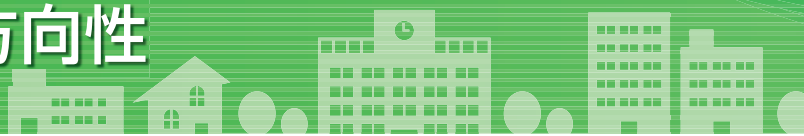
核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家族の増加などにより、子どもや子育て家庭、障がい者や高齢者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このような状況下において、あらゆる市民が本市で健やかに暮らし、本市が持続的に発展していくためには、市が進める各種の取組に加え、地域で支え合う文化の醸成と仕組みづくりが必要です。

本市では、町内会・自治会をはじめ、地域でお互いに助け合う意識が根付いているため、地域共生社会*の概念を踏まえ、市民同士の支え合いを支援するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者を見守る体制や仕組みを構築していきます。また、こうした体制や仕組みを維持していくためには、これらを引き継ぎ、発展させていく人づくりや組織づくりが必要です。このため、直接的に市が人材を育成する取組や、市民等による人材育成等を支援する取組も求められます。

こうしたことを踏まえ、お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めていきます。

第4章 まちづくりの方向性



基本理念に基づき、将来都市像を実現するため、基本計画の6つの部門別に第1次計画・後期基本計画における施策や事業の状況、前述の時代の潮流等を踏まえ、第2次計画において取り組むべきまちづくりの方向性を決めました。

第1節 都市整備分野

(1) 快適で住み続けられる都市づくりの推進

豊かな自然環境を有する本市は、圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、持続可能な都市づくりに向けて、大きな可能性をもっています。一方、本格的な人口減少の進行に伴い、空き家の増加といった市街地の空洞化等が懸念されるため、都市機能や居住機能の再編・集約等が必要です。

これらのことから、圏央道インターチェンジ周辺地区など、市内各地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するとともに、土地区画整理事業による新市街地の形成等に取り組みます。また、開発事業などに必要な指導・助言を行い、地域と調和のとれたまちづくりを進めるとともに、市民生活の安全と安心を確保するため、空き家の適正管理や有効活用に取り組みます。

(2) 緑豊かで良好な都市景観の形成

緑豊かな本市では、崖線緑地*、街路樹、公園の緑地など、市街地の中にも多くの緑が残されています。人口減少に伴う市街地の空洞化への対応、市街地における生物多様性*の維持など、良好で自然と調和したまちづくりを進めるためには、緑地空間の創出と保全が必要です。

これらのことから、生物多様性あきる野戦略を踏まえた緑の保全、創出及び活用に努めるとともに、公園の適正管理や崖線緑地*の保全を継続します。また、市民の参画による道路等の緑化や美化など、市民参加による地域づくりを進めます。

(3) 安全で利便性の高い都市基盤の充実

市民の日常生活において、道路、公共交通、下水道、河川などの都市基盤は大変重要なものであり、快適に暮らすためには、その安全性や利便性の確保が求められます。

これらのことから、都市計画道路*といった幹線道路の整備を推進するとともに、自転車や歩行者の通行にも配慮した道路整備、道路・橋りょうの維持管理・更新に取り組みます。

また、市民の生活の足を確保するため、既存の公共交通の維持に向けた交通需要の維持・拡大、本市の特性を踏まえた公共交通対策を推進するとともに、公共下水道や合併処理浄化槽*の特性を踏まえ、本市の汚水処理の在り方を検討し、下水道等の整備事業を進めます。

河川については、河川の維持・保全を継続するとともに、親水*や生態系*の保全を含めた治水・利水・河川環境の整備や保全の在り方について、検討します。

第2節 産業振興分野

(1) 地域特性を生かした産業振興の促進

市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接*型のまちづくりの一環として企業を誘致するために秋留台西地区、小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、これまでに多くの事業所が進出してきました。

また、圏央道の整備に伴い、広域的な物流ネットワークが形成されたことから、産業系土地利用への期待が高まっており、区画整理が進められている武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地の土地利用が注目されています。

これらのことから、地域経済力の強化に向け、計画的な企業立地に取り組むとともに、新たな産業の創出・育成に向けた産業振興策や推進体制、仕組みづくりについて検討を進めます。

(2) 活力ある商工業の振興

事業の継続を望む経営者が多い中、市では、商店街による活性化事業やあきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staによる起業などの支援を継続しており、近年、1商店街当たりの平均店舗数が増加傾向となっています。

その一方で、人口減少や経営者の高齢化に伴う店舗数の減少が、今後、懸念されます。

これらのことから、商工会等との連携の下、商工業者の育成や起業・創業の支援に取り組むとともに、商店街が取り組む活性化事業や空き店舗対策、特色ある店舗づくりの支援を進めます。

また、社会全体のデジタル化が進む中、商工業者によるICT*等の活用を促進し、地域産業の更なる育成に取り組めます。

(3) あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興

本市は、秋川渓谷*などの豊かな自然環境や文化遺産、郷土芸能などの地域資源を有しており、「秋川渓谷*」のブランド化に向けた取組、観光プロモーション事業等に伴い、市外からも多くの人々が訪れています。

これらのことから、観光客の増加と観光産業の発展に向け、多様な主体との連携の下、観光プロモーション事業による秋川渓谷*の更なるブランド化に取り組めます。また、外国人を含めた観光客の利便性・快適性を向上させるため、観光情報基盤の充実のほか、観光施設の維持管理、観光ルートの整備等の受入環境の整備を進めます。

第4章 まちづくりの方向性



(4) 消費者志向に合わせた都市型農業の推進

本市では、市内3か所の直売所を拠点として、市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物を市民などに提供する地産地消型農業を推進しています。

その一方で、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、遊休農地*化が問題となっているほか、野生鳥獣による農作物被害が深刻化しています。

これらのことから、担い手となる農業者の育成や、農業経営者の支援などに取り組みます。また、農業経営がより魅力的なものとなるよう、安全・安心な農畜産物の供給に取り組み、農産物のブランド化を進めるとともに、販売施設の拡充や農業への理解促進を図ります。

また、優良農地の保全や遊休農地*の利用集積、有害鳥獣対策*により、生産環境を整備するとともに、持続的な農業振興に向け、観光・体験農園*などの振興策の研究・検討を進めます。

(5) 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進

本市の市域の約60%を占める森林の多くは、スギとヒノキの人工林*であり、木材の産出により地域に潤いをもたらしてきましたが、外国産材の輸入等による木材価格の低迷、これに伴う林業従事者の減少・高齢化により、人工林*の荒廃等が社会問題となっています。

これらのことから、国や東京都、東京都森林組合との連携により、林道整備等の生産基盤の整備や多摩産材*の利用拡大、森林環境譲与税*を活用した担い手の確保や木材利用の促進・普及啓発に取り組み、林業経営基盤の整備を進めます。

また、森林が有する公益的機能の維持増進に取り組むとともに、市民や企業・自治体、ボランティアなどとの協働による森づくりを推進します。

(6) 秋川の資源を活用した水産振興の推進

秋川では、アユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が行われています。近年では、多くのアユの遡上*が確認され、かつての「江戸前アユ*」のように、水産資源としての活用が期待されています。

これらのことから、アユが遡上し続けられるよう、魚道環境の維持・管理に取り組むとともに、アユのブランド化を推進します。

第3節 市民生活・環境分野

(1) 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生*社会の推進

本市では、町内会・自治会が地域コミュニティ*の中心的な役割を果たすとともに、地域の課題等の解決に向け、防災・安心地域委員会*などの各種団体や、サークル活動を行う地域コミュニティ*団体が活動しています。

その一方で、少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域におけるコミュニティ活動への参加者の減少や、組織の担い手の高齢化が進んでおり、地域コミュニティ*の維持が課題となっています。

また、外国人住民の増加に伴い、今後は様々な場面での活躍が予想されることから、外国人住民が安心して暮らしていけるよう、多文化共生*に向けた取組が必要です。

これらのことから、町内会・自治会への加入の促進など、様々な観点から、町内会・自治会や各種団体、地域コミュニティ*団体の支援に取り組みます。

また、人種や国籍にかかわらず、文化の違い等を相互に理解できるよう意識啓発に取り組むとともに、外国語による情報発信等により、外国人にやさしいまちづくりを推進します。さらに、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進めるとともに、国際的視野をもつ人材の育成を図るため、国際姉妹都市マールボロウ市*との連携による中学生海外派遣事業など、米国をはじめとする国々との交流に取り組みます。

(2) 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

市民の安全な暮らしを守るには、防災や防犯、交通安全、平和の維持、公害の防止が必要不可欠です。

防災については、避難施設の確保や避難所開設時の生活環境の整備、消防水利*の整備・充実など、防災施設・設備等の充実のほか、町内会・自治会や防災・安心地域委員会*などの自主防災組織との連携の下、地域防災リーダー*の育成や防災意識の向上、市民の自助意識の醸成等に取り組みます。また、消防団員の確保など、地域防災の要である消防力の充実、障がい者、一人暮らしの高齢者などの避難行動要支援者*の支援体制づくりのほか、住宅の耐震化などを進めます。さらに、国土強靱化や、防災・減災に向けた民間企業等との連携強化、大規模災害時の受援体制の向上などに取り組みます。

防犯については、防犯活動のPRを通じて、防犯意識の向上に取り組むとともに、町内会・自治会、警察などとの連携の下、防犯体制の充実を図ります。

交通安全については、交通安全意識の高揚のほか、交通安全運動に取り組むとともに、駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等に努めます。

平和の維持については、非核平和都市宣言の発信により、市の平和に関する姿勢を示すとともに、平

第4章 まちづくりの方向性



和の尊さを学ぶための取組を進めます。

公害の防止については、公害に関する知識の普及と啓発を進めるとともに、パトロールや環境測定により、公害の未然防止や早期対応に取り組みます。

(3) 清潔で快適な循環型社会*システムの構築

環境問題への地球規模の対応が求められる中、本市においても、清潔で快適な循環型社会*システムの構築に向け、更なるごみの発生防止や、減量化・資源化などが必要です。また、地球温暖化*に対応するため、省資源や省エネの実現に向けた取組を推進する必要があります。

これらのことから、ごみの適正処理や減量化、食品ロス削減等に取り組むとともに、資源回収やごみの堆肥化など、リサイクルを推進します。

また、ゼロカーボンシティ*の実現に向け、地球温暖化*対策に関する情報発信や市民等との連携による森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大、公用車における次世代自動車*の導入など、国や東京都との連携の下、温室効果ガス*の削減に取り組みます。

(4) 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

本市は、清流と豊かな緑に恵まれ、多様な生物やその生息・生育環境が保たれており、本市の特長の一つとなっています。一方、特定外来生物*などの生息・生育が確認されており、固有の生態系*への影響が懸念されます。

豊かな自然と人との共生に向け、市民等との連携による郷土の恵みの森づくり*など、自然環境の保全や希少動植物の保護や外来種対策の推進により、生物多様性*の保全に取り組みます。

また、清流保全条例に基づき、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全に取り組むとともに、地下水のかん養と河川の水量確保のため、道路等の透水性舗装や浸透ますの設置を進めます。

さらに、生物多様性*の保全、二酸化炭素の吸収、崖線の保護などの機能を有する市街地の緑を確保するため、良好な緑地の指定を推進するとともに、公共施設の緑地の適切な維持管理や、土地の改変等に伴う緑化の推進に取り組みます。

第4節 保健福祉分野

(1) 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる 保健・医療等の充実

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らしていくためには、市民一人一人が健康に関心をもち、自発的な健康管理を促す環境づくりと、身近な地域で必要なときに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が必要です。

これらのことから、各種健康診査・検診を充実させ、受診率の向上に取り組むとともに、食育*や心の健康づくりを進めるなど、市民、関係団体及び行政の協働により、地域における健康づくり事業を推進します。

また、予防接種の促進等を通じて、予防体制の充実を図るとともに、医師会等の関係機関や周辺自治体との連携を強化し、保健・医療提供体制の充実に取り組みます。

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

少子化が進む一方で、女性の活躍推進に向けた取組などにより共働き家庭が増加しており、子どもと子育てを取り巻く環境は、大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、子どもが健やかに成長するためには、子育て環境を整備するとともに、社会全体で子どもと子育て家庭を見守り、成長を支える仕組みが必要です。

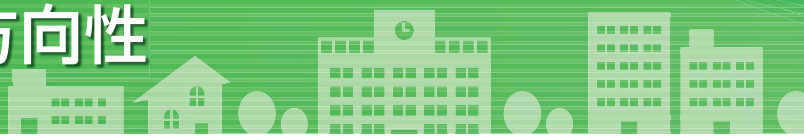
これらのことから、幼児教育・保育の充実、支援を要する子どもへの支援の充実など、子どもたちが健やかに育つ環境の整備に取り組むとともに、保護者が子どもと共に成長できるよう、母子とその家族の健康の保持・増進、病児・病後児保育事業等の子育てしやすい支援体制の充実などを進めます。また、子どもの安全対策の推進、子育てグループ等への活動支援など、社会全体で子育て家庭を支える環境の整備に取り組みます。

(3) 障がい者が地域社会で安心して生活できる 福祉の充実

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるためには、障害のあるなしにかかわらず、人権が尊重され、差別なく生活できるノーマライゼーション*の概念や心のバリアフリー*を浸透させるとともに、暮らしやすい生活の場の確保や社会参加などの支援が必要です。

これらのことから、障害や障がい者に対する理解の推進や障がい者の虐待防止に取り組むとともに、障がい者の自立生活への支援等を進めます。また、障がい者の就労支援や雇用促進などに取り組み、障がい者の社会参加を支援します。

第4章 まちづくりの方向性



(4) 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

高齢化が更に進行する中、高齢者が健康で住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、高齢者における健康づくりや介護予防のほか、介護保険サービスの適切な提供が必要です。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加していること等から、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりが求められています。

これらのことから、高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防*、就業や社会参加の促進に取り組むとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤整備、家族介護者の支援を進めます。

また、多様な主体による見守り活動、相談・支援体制の充実など、高齢者や介護者を地域ぐるみで支える体制づくりに取り組みます。

(5) 地域福祉の推進

生活や福祉の課題が複雑化し、多様化し、複合化する中、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域共生社会*の実現が求められています。

このため、福祉に関する相談について、必要に応じて包括的に対応できる仕組みづくりを進めるとともに、生活困窮者に対する相談・支援等の充実、関係機関との連携強化、ボランティアの育成と支援など、地域福祉を推進します。

また、ユニバーサルデザイン*や心のバリアフリー*の醸成により、全ての人が快適に暮らせる環境づくりに取り組みます。

第5節 教育・文化・スポーツ分野

(1) 人権尊重教育の推進

全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、いじめや虐待等の問題や、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者などの人権課題について、学校教育や社会教育活動などを通じて考え、態度や行動につなげていく必要があります。

これらのことから、全ての学校において、人権教育やいじめ問題への対応を進めるとともに、男女共同参画社会*の実現に向けて、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の防止、ワーク・ライフ・バランス*の推進などに取り組みます。

(2) 生涯学習社会の振興

「人生100年時代」を見据え、市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るためには、生涯を通じていつでも自由に学習し、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の振興が必要です。

このため、ICT*の活用を含めた生涯学習の機会や場の充実、市民の自主的な学習活動の支援に取り組みます。

(3) 青少年の健全育成の推進

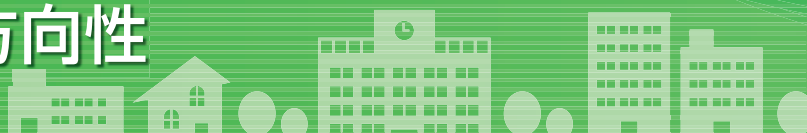
近年、不登校状態にある児童・生徒に対しては、学校復帰だけでなく、社会的自立を目指した取組が求められています。

また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などに伴い、青少年を取り巻く環境は、大きく変化しており、青少年の健全な育成は、家庭、学校、職場、地域、民間団体などが相互に協力しながら取り組む必要があります。

これらのことから、学校、教育支援室(せせらぎ教室)*、家庭及び関係機関との連携の下、不登校児童・生徒への支援に取り組むとともに、教育相談等の充実を図ります。

また、健全な家庭づくりに向けた啓発活動や地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動や心を豊かにする読書活動の推進に取り組みます。

第4章 まちづくりの方向性



(4) 個性を生かす学校教育の充実

児童・生徒の育成に当たっては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感受性を豊かに働かせながら、自ら考え、自らの可能性を發揮し、より良い社会と幸福な人生のづくり手となる力を育むことが必要です。また、特別な支援を必要とする児童・生徒については、個のニーズに応じた教育環境の整備・充実、特性に応じた指導や支援が求められています。

これらのことから、小中一貫教育やICT*機器の活用、地域との連携を通じて、確かな学力を育むとともに、体育・健康教育、外国語教育、環境教育、伝統・文化理解教育、キャリア教育及び障害特性等に配慮した特別支援教育を進めます。

また、学校給食等を通じた食育*に取り組むとともに、研修等を通じた教員の資質・能力の向上と働き方改革に取り組みます。

さらに、ICT*環境の整備、学校保健の充実、安全の確保など、児童・生徒を取り巻く教育環境を整備するとともに、新たな学校給食センターの整備に取り組みます。

(5) 社会教育の推進

市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習機会や活動機会の提供などが必要です。

このため、社会教育の拠点となる施設の設備の充実等を図るとともに、ICT*機器を活用した在宅学習の機会の提供、音楽鑑賞等の芸術文化の学習機会の提供、図書館の機能向上等に取り組みます。

また、文化財を収集・保護し、郷土学習の支援などの文化財の活用を推進するとともに、囃子や獅子舞、農村歌舞伎などの伝統芸能保存活動を支援します。

さらに、誰もがスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、関係団体との連携の下、スポーツ教室の開催等を通じてスポーツの推進に取り組むとともに、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。

第6節 行財政分野

(1) 財政運営の健全化

本市の財政は、市税収入が低迷する一方で、公債費*が高い水準にあり、社会保障関係経費*が増加するなど、厳しい状況が続いています。

このため、計画的な財政運営を継続するとともに、様々な手法による自主財源*の確保、受益者負担や補助金・負担金の適正化、計画的な企業立地に取り組みます。

また、事務事業の見直しや民間活力の導入により、事務経費の合理化を図り、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持します。

(2) 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

国において、社会全体のデジタル化が進められており、地方自治体においても、市民の利便性向上に向けた行政手続のデジタル化などが求められています。また、市が所有する土地・公共施設等は、低未利用な状態や老朽化が進んでいます。

これらのことに対応するため、AI*・RPA*等をはじめとするICT*を有効活用するとともに、行政手続のオンライン化など、自治体におけるDX*(自治体DX)を推進するとともに、情報資産を守るための情報セキュリティ対策を強化します。

また、公共施設等の適正な管理や活用、長寿命化、各施設の統廃合等による再配置の検討などの公共施設等の総合管理、低未利用地の利活用、将来のまちづくりなどを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画し、管理し、活用するファシリティマネジメント*を推進します。

(3) 組織・人事体制の活性化

多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するには、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、職員の能力の向上や適正な人員配置が必要です。

また、大規模な自然災害等が発生する可能性があることから、現在の危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要です。

これらのことから、組織の見直しや多様な人材の確保、人材育成、コンプライアンス*・内部統制機能の強化、危機管理体制の強化に取り組みます。

第4章 まちづくりの方向性



(4) 協働によるまちづくりの推進

市では、「市民と協働のまちづくりを進めよう」をスローガンに掲げ、町内会・自治会、防災・安心地域委員会*、各地区の活性化委員会*、森林サポートレンジャー*など、市民や市民活動団体、民間団体などの協働により、地域の課題解決に取り組んでいます。

また、市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメント*や各種委員会委員への市民参画に取り組むとともに、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成、本市の知名度の向上を進めてきました。

今後も、協働によるまちづくりを進めるため、町内会・自治会活動の支援、市民組織等との連携・協力、市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備など、市民活動の推進に取り組めます。

また、オープンデータ*を活用した市政情報の共有化、広報や広聴の充実、SNS*等を通じて市の魅力を発信するシティプロモーションを推進します。

(5) 広域行政・広域連携の推進

人口減少社会を迎える中、自然環境の保全、防災対策、都市基盤の一体的な整備、観光PRなど、市域を越える広域的な課題への対応が求められています。

広域的な課題に対応するため、西多摩地域8市町村で組織する西多摩地域広域行政圏協議会*、西秋川衛生組合等の一部事務組合などを通じて、行政間の連携を強化します。

また、大規模災害等に備え、近隣自治体との協力体制を強化するとともに、教育分野や産業分野において、姉妹都市や友好都市との交流を充実させ、市民レベルでの交流や人材育成等に取り組めます。

第5章 人口の展望(人口ビジョン)

第1節 今後の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成30年(2018年)3月に公表した推計人口に基づき、本市の総人口及び年齢3区分別の人口を推計しました。

【推計の条件】

(1) 推計期間

・令和12年(2030年)までの5年ごとの推計です。

(2) 推計方法

・平成27年(2015年)国勢調査から得られる市区町村別の男女5歳階級別人口を基準とし、出生に関する仮定値として子ども女性比(15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比)及び0～4歳性比(0～4歳の人口について、女性の数に対する男性の数の比を女性の数を100とした指数で表したもの)、死亡に関する仮定値として生残率、移動に関する仮定値として移動率を設定して将来人口推計を行っています。

新規施策の実施、既存施策の充実等を行わなかった場合において、令和12年(2030年)の人口は、おおむね75,800人になると推計されます。

第1章

第2章

第3章

第4章

まちづくりの方向性

第5章

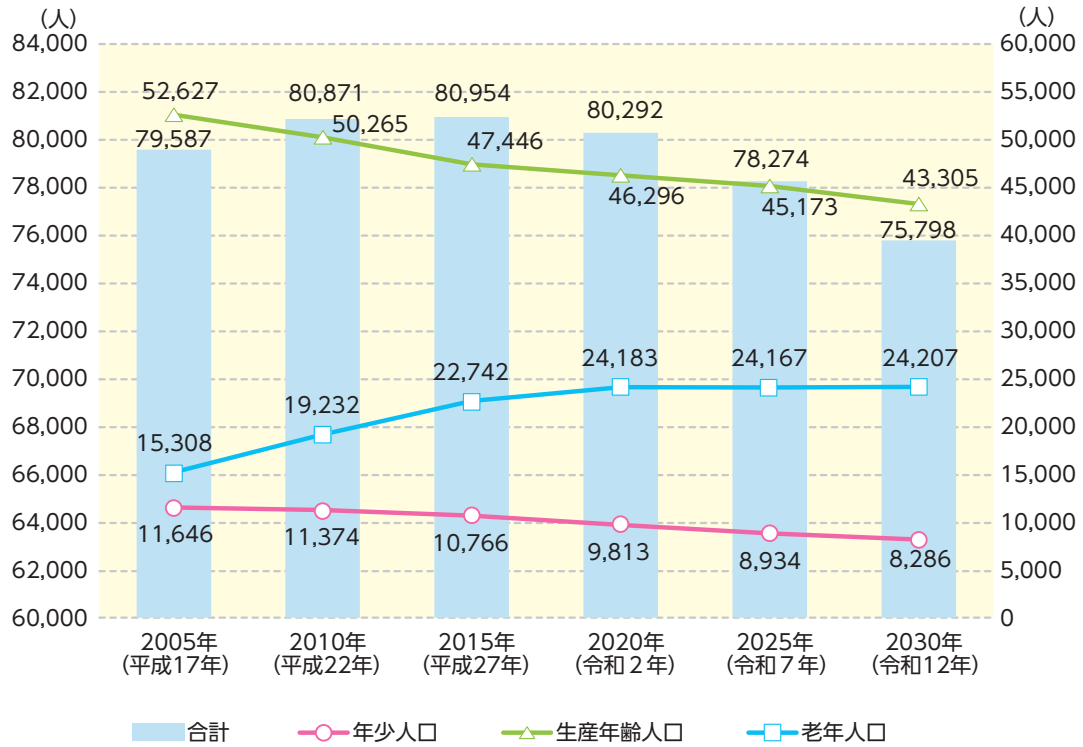
人口の展望(人口ビジョン)

第6章

第5章 人口の展望(人口ビジョン)

第1部 基本構想

グラフ8 今後の人口の見通し(社人研平成30年3月公表ベース)



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0~14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	11.4%	10.9%
生産年齢人口割合 (15~64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.7%	57.1%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.9%	31.9%

<留意事項>

- ・各年10月1日時点人口 平成17年(2005年)~平成27年(2015年)は国勢調査に基づく実績
- ・令和2年(2020年)は住民基本台帳に基づく実績、令和7年(2025年)以降は推計値

表5 人口の見通し(令和2年(2020年)と令和12年(2030年)の比較)

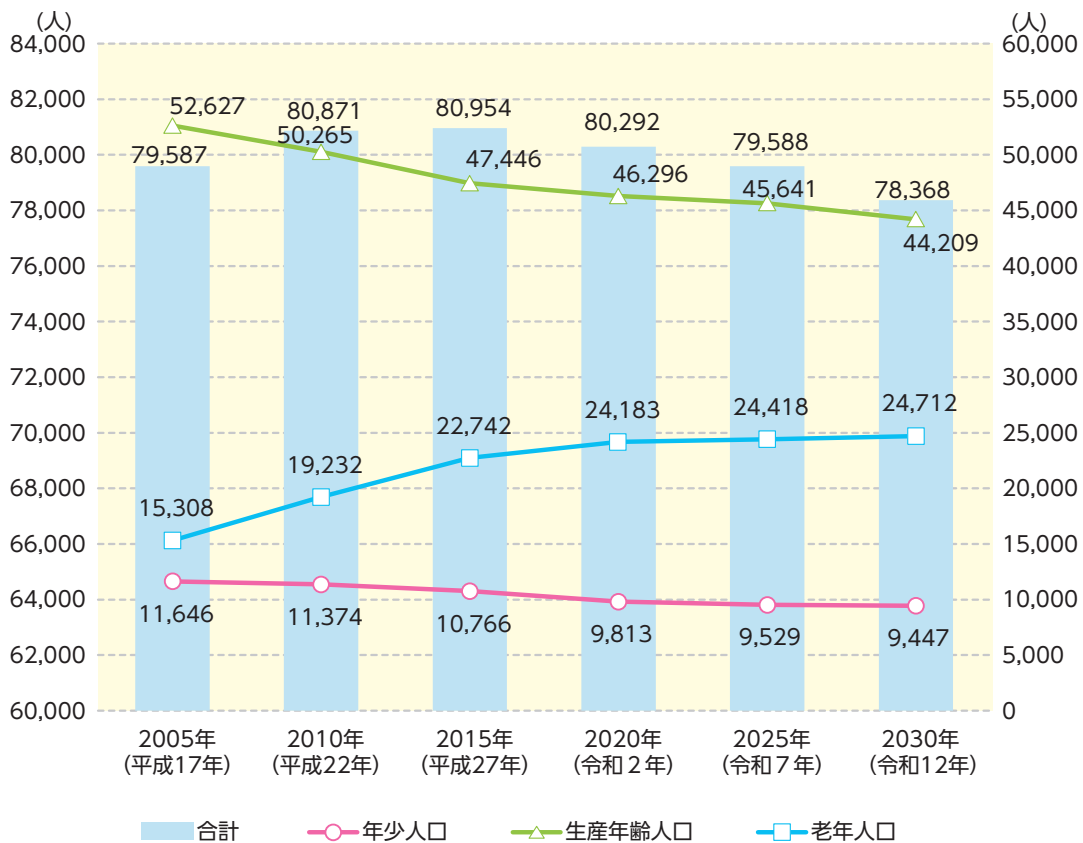
	令和2年(2020年)	令和12年(2030年)
総人口	80,292人	75,798人
年少人口 (対総人口割合)	9,813人 (12.2%)	8,296人 (10.9%)
生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296人 (57.7%)	43,305人 (57.1%)
老年人口 (対総人口割合)	24,183人 (30.1%)	24,207人 (31.9%)

第2節 将来人口（シミュレーション）

第1節の推計結果を基に、将来都市像の実現に向け、様々な施策を着実に推進し、将来の合計特殊出生率*の向上、将来の純移動率*の改善等を見込んだシミュレーションを行った結果、令和12年（2030年）において、本市の人口はおおむね78,300人になると見込まれます。このことから、第2次計画では、78,300人台の人口の維持を目指すこととします。

項目	向上又は改善の内容
合計特殊出生率*	子育て支援策等の推進により、令和元年（2019年）で「1.3」である合計特殊出生率*を令和12年（2030年）に「1.56」まで引き上げる。
純移動率*	まちづくり等の推進により純移動率*の改善を図り、H30社人研ベース推計（令和12年（2030年））と比較し、人口を3%程度増加させる。

グラフ9 将来人口（シミュレーション結果）



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0～14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	12.0%	12.1%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.3%	56.4%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.7%	31.5%

第5章 人口の展望(人口ビジョン)

<留意事項>

- ・各年10月1日時点人口 平成17年(2005年)～平成27年(2015年)は国勢調査に基づく実績
- ・令和2年(2020年)は住民基本台帳に基づく実績、令和7年(2025年)以降は合計特殊出生率*の向上、生残率や純移動率*の改善によるシミュレーションを実施

表6 あきる野市の将来人口フレーム

	令和2年(2020年)	令和12年(2030年)
総人口	80,292人	78,368人
年少人口 (対総人口割合)	9,813人 (12.2%)	9,447人 (12.1%)
生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296人 (57.7%)	44,209人 (56.4%)
老年人口 (対総人口割合)	24,183人 (30.1%)	24,712人 (31.5%)

第6章 土地利用

本市は、秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成され、平坦部の秋留台地には、秋川や平井川に沿って、市街地と農地が広がっており、山間部には、森林が広がっています。

市では、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向け、国土利用計画など、国や東京都における土地利用の考え方や本市の特性を踏まえながら、各種施策の推進により、適正な土地利用を図ります。



市街地



森林



農地



武蔵引田駅北口土地区画整理事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

人口の展望(人口ビジョン)

第6章

土地利用

